

## 川崎市とどろきアリーナ利用に関する減免措置取扱要項運用指針

川崎市とどろきアリーナ利用に関する減免措置取扱要項（以下、「要項」という。）の運用にあたり、要項２の（１）で規定する「市がスポーツ振興に資する事務事業」の内容は次のとおりとし、要項２の（７）で規定する「その他特別な理由で市長が減免と認める場合」については、区長が決定するものとする。

- 1 市がスポーツ振興に資する事務事業は、次のスポーツ振興事務事業とする。
  - （１） 市民文化局市民スポーツ室が所管する事務事業
  - （２） 区役所まちづくり推進部地域振興課が所管する全区規模の事務事業
  - （３） 教育委員会事務局学校教育部指導課及び健康教育課が所管する事務事業

### 附 則

この運用指針は、平成２３年４月１日から施行する。

### 附 則

この運用指針は、平成２３年１１月１日から施行する。

### 附 則

この運用指針は、平成２４年４月１日から施行する。

### 附 則

この運用指針は、平成２８年４月１日から施行する。